

四日市市三浜文化会館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年7月29日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第59号

四日市市三浜文化会館条例の施行期日を定める規則

四日市市三浜文化会館条例（平成28年四日市市条例第16号）の施行期日は、平成28年8月1日とする。

（市民文化部文化振興課）